

○帯広市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

平成 8 年 3 月 1 日条例第 2 号

改正

平成 9 年 3 月 27 日条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）の規定に基づき、建築物における駐車施設の附置及び管理等について必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって都市機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第 2 条第 1 号の建築物(同法第85条に規定する仮設建築物を除く。)をいう。
- (2) 駐車施設 建築物又は建築物の敷地内に附置する自動車の駐車のための施設をいう。
- (3) 自動車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第 2 条第 1 項第 9 号の自動車のうち、大型自動二輪車(側車付きのものを除く。)及び普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)以外のものをいう。
- (4) 駐車場整備地区 法第 3 条第 1 項の規定により定められた区域をいう。
- (5) 商業地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第 8 条第 1 項第 1 号の商業地域をいう。
- (6) 近隣商業地域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の近隣商業地域をいう。
- (7) 特定用途 法第20条第 1 項の特定用途をいう。
- (8) 非特定用途 特定用途以外の用途をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この条例は、次に掲げる地区及び地域に適用する。

- (1) 駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域(以下「整備地区等」という。)
- (2) 整備地区等の周辺の都市計画区域内の地域で、市長が指定する地区(以下「周辺地区」という。)
- (3) 整備地区等及び周辺地区以外の都市計画区域内であって、自動車交通が著しくふくそうすることが予想される地域内で市長が指定する地区(以下「自動車ふくそう地区」という。)

2 市長は、周辺地区又は自動車ふくそう地区を指定したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第 4 条 別表第 1 の(ア)欄に掲げる地区又は地域内において、(イ)欄に掲げる面積が(ウ)欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(エ)欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ(オ)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値((カ)欄の建築物の延べ面積が

6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(カ)欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。)以上の台数の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、前条第1項に掲げる地区及び地域において、非特定用途に供する建築物で、市長が駐車施設を附置する必要がないと特に認めた場合は、この限りでない。

(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第5条 別表第2の(ア)欄に掲げる地区又は地域内において、特定用途に供する部分の床面積が(イ)欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(ウ)欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ(エ)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値((オ)欄の建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(オ)欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。)以上の台数の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が市長が定める面積を下回る場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置により本条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)

第6条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定用途に供する部分が増加することとなるもののために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築若しくは用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、増築若しくは用途変更後の建築物又は当該建築物の敷地内に、同項の規定により新たに附置すべき駐車施設に相当する駐車施設(以下「相当駐車施設」という。)が既に附置されており、当該相当駐車施設が同項の規定により新たに附置すべき駐車施設として利用できる場合は、同項の規定により算出される数値から当該相当駐車施設に駐車することができる自動車の台数を減じて得た数値をもって、同項の規定により算出した数値とみなして、同項の規定により附置しなければならない駐車施設の規模とする。

(建築物が地区又は地域の内外にわたる場合)

第7条 建築物の敷地が駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域内、周辺地区若しくは自動車ふくそう地区内又はこれら以外の地域内のうちいずれかの2以上の地区又は地域内にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地区又は地域内に当該建築物があるも

のとみなして、前3条の規定を適用する。

(駐車施設の規模)

第8条 第4条及び第6条第1項の規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条及び第6条第1項の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に0.3を乗じて得た台数（小数点以下の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。）に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上で、かつ、そのうち少なくとも1台分については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

3 前2項の規定は、特殊の装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものであると市長が認めたものについては適用しない。

4 第5条及び第6条第1項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(届出)

第9条 第4条から第6条までの規定により駐車施設を附置すべき者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該駐車施設の位置、規模等を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

(駐車施設の附置の特例)

第10条 第4条から第6条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合において、当該建築物の敷地からの歩行距離がおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

2 前項に規定する駐車施設を設けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該駐車施設の位置、規模等について市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

(適用の除外)

第11条 この条例の施行後新たに第3条第1項に規定する適用範囲に指定された区域内において、当該適用範囲に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者については、第4条から第6条までの規定にかかわらず、当該適用範囲の指定前の例による。

(駐車施設の管理)

第12条 第4条から第6条までの規定により附置された駐車施設（第10条第1項の規定により建

築物又はその敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。)の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査等)

第13条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者又は管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第14条 市長は、第4条から第6条まで、第8条又は第12条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置、理由その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

(罰則)

第15条 前条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

2 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第10条第2項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、この条例は適用しない。

附 則 (平成9年3月27日条例第3号)

この条例は、帯広市行政手続条例(平成9年条例第2号)の施行の日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域		周辺地区又は自動車ふくそう地区
(イ)	特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に 2 分の 1 を乗じて得たものの合計		特定用途に供する部分の床面積
(ウ)	1,000 平方メートル		2,000 平方メートル
(エ)	特定用途に供する部分	非特定用途に供する部分	特定用途に供する部分
(オ)	150 平方メートル	350 平方メートル	150 平方メートル
(カ)	$1 - \{1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積})\} / \{6,000 \text{ 平方メートル} \times (\text{イ欄に掲げる面積} - 1,000 \text{ 平方メートル} \times \text{建築物の延べ面積})\}$		$1 - \{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積}\} / \{2 \times \text{建築物の延べ面積}\}$

備考

- (イ) 欄に規定する部分及び(エ) 欄に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。
- (カ) 欄の建築物の延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。
- (イ) 欄の特定用途に供する部分の床面積及び非特定用途に供する部分の床面積並びに(エ) 欄の各部分の床面積の算定に当たっては、当該建築物の機械室その他の共用部分の床面積をそれぞれの用途に供する部分(機械室その他の共用部分を除く。以下同じ。)の床面積の割合に応じて案分し、当該案分した面積をそれぞれの用途に供する部分の床面積に加算するものとする。

別表第2（第5条関係）

(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域				周辺地区又は自動車ふくそう地区
(イ)	2,000平方メートル				3,000平方メートル
(ウ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所及び倉庫を除く。）に供する部分	特定用途に供する部分
(エ)	3,000平方メートル	5,000平方メートル	1,500平方メートル	4,000平方メートル	5,000平方メートル
(オ)	1－{6,000平方メートル－建築物の延べ面積}／{2×建築物の延べ面積}				1－{6,000平方メートル－建築物の延べ面積}／{建築物の延べ面積}
備考					
1 (ウ)欄に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。					
2 (オ)欄の建築物の延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。					